

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 林業課

法令名	林業労働力の確保の促進に関する法律	法令番号	平成8年法律第45号					
手続名	改善措置についての計画の認定	根拠条項	第5条第3項					
審査基準	<p>認定申請された計画が次の認定基準のいずれにも適合するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。 2 法第5条第2項第2号から第4号までに掲げる事項が法第5条第2項第1号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。 3 林業労働力確保支援センターが法第13条第1項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、法第5条第2項第5号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。 4 その他、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令で定める基準に適合するものであると認められること。 							
	受付機関	林業課	処理機関	林業課	交付機関	林業課	標準処理期間	15日
							標準経由期間	日